

指示。

- 学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月、「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」を公表。本報告書を教育委員会等に周知する際に、通告義務などの虐待防止法等の趣旨の周知徹底、学校等における児童虐待防止のための取組が一層適切に推進されるような指導について通知。
  - 「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待の防止等のために必要な事項について全国の事例を専門的かつ多角的な角度から検証し、その検証結果の第1次報告を平成17年4月に、第2次報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」を平成18年3月30日に公表。
  - 刑事施設、少年院双方において、平成16年度に開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、被害者感情理解用オリジナルビデオ教材等を活用した指導を実施。平成17年度末に「被害者の視点を取り入れた教育」研究会のフォローアップ報告会を開催し、これまでの取組について検証。平成18年度においては、犯罪被害者等や支援団体の方々から直接話を伺うゲストスピーカー制度を拡大するなど、同教育の充実に努めており、刑事施設においては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行（平成18年5月24日）に伴い、必要な者には被害者の視点を取り入れた教育を義務付け。
  - 各保護観察所において実施しているしよく罪指導について、平成18年3月までに、その実績に関する情報を収集して指導の在り方について検討を進めたところであり、
- 執行猶予者保護観察法一部改正法の施行後は、ストーカー事犯者、性犯罪事犯者等の保護観察付執行猶予者に対して、被害者等への接近を禁止する特別遵守事項を設定して指導を強化。さらに、遅くとも平成18年中を目途に、標準的な指導プログラムを策定する予定。
- 性犯罪等の被害者について、一定の場合に、①起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けて、被害者団体等からのヒアリングの実施等、積極的に検討中。平成18年9月6日、法務大臣より法制審議会に対し、法整備に関する諮問。
  - 婦人相談所による一時保護の現状や、配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルター等における一時保護委託の状況に関する調査を行い、現在集計中。
  - 医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するため、関連法律の周知徹底等の施策を検討中。
  - 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）に掲げる、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善について、平成18年4月1日現在、17県・指定都市において実施済み。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

- 平成18年4月1日現在、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課において性犯罪捜査指導官を設置。同年7月には全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置の拡充等を指示。
- 性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、被害者の精神的負担の軽減を図るために、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪捜査証拠採取セットについて、平成17、18年度において、その購入費に対し、予算措置(補助金)。また、平成18年7月に全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、その整備等を指示。
- 性犯罪事件の被害状況の再現を行う際、被害者の精神的負担の軽減を図るために、被害者の代わりとして使用している性犯罪被害者捜査用ダミー人形について、平成18年7月に全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、その整備等を指示。
- 平成18年7月に全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、産婦人科医師会との連携体制の強化等を指示。
- 警察職員に対して、被害者の心情に十分配慮した警察活動の一層の徹底を図るため、職員教育用ビデオを制作し、各都道府県警察に配布。平成17年度は、犯罪被害者等基本計画の趣旨・内容等を周知するため、「確かな支援のために～犯罪被害者等基本計画～警察の取組」を制作。平成18年度も、被害者の心情に十分配慮した警察活動の一層の徹底を図るため、新たな職員教育用ビデオを制作し、各都道府県警察に配布する予定。
- 矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員に対する研修において、平成17年4月から、科目として「犯罪被害者の視点」を新設するとともに、矯正施設の上級幹部要員や更生保護官署職員を対象とする研修において、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招へい。
- 平成18年3月より「看護基礎教育の充実に関する検討会」を開催し、看護基礎教育の更なる充実を図ることを目的に、国民の看護ニーズに的確に応えられる看護職員の養成の在り方について検討中。
- 平成18年2月28日に開催した「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」において、都道府県等に対し、民生委員活動の適正な遂行と充実が図られるよう努めるとともに、研修などを通じて、民生委員の資質向上が図られるよう助言。さらに、民生委員の全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」において、犯罪被害者等への適切な対応を図るため、平成17年度に、犯罪被害者等の人権の配慮について掲載されている教育・啓発関係資料を民生委員や関係者等に配布。
- ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、留意事項を通知しているほか、会議や研修などの様々な機会を通じ、検察の現場へ周知徹底。
- 被害者対策用車両について、平成17、18年度にそれぞれ58台を増強整備。また、平成18年中に、全都道府県全警察署に事情聴取室(応接)を整備予定。
- 平成17年度に新営された検察庁1庁舎に被害者専用待合室を設置。平成18年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁4庁舎

にも設置予定。

- 平成17年より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っており、これら研究の成果も踏まえて、「PTSD対策専門研修会」及び「思春期精神保健対策専門研修会」のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討予定。
- 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入について、平成19年通常国会に法案を提出することを目指して検討中。平成18年9月6日、法務大臣より法制審議会に対し、法整備に関する諮問。